第5章 目標達成に向けた具体的施策

課題を解決するため、プラン策定時に設定した具体的施策及び見直しにあた って追加した具体的施策について、着手時期を以下の区分で記載します。

実施中	プラン策定時にすでに実施中だった施策
Α	令和6年度までに着手した施策
В	令和8年度までを目途に着手する施策
С	令和11年度までを目途に着手する施策

さらに具体的施策の実施内容を以下の分類で記載します。

©	新規に取り組む施策
0	拡充する施策
Δ	プラン策定時に定めた着手時期より遅れている施策

動物愛護の普及啓発

子どもへの啓発に重点を置き、命ある犬猫を観察し、ふれあう機会を提供するなど、命の大切さを伝える教室事業を実施します。また、幅広い世代の動物愛護について関心・理解を深めるようにし、途切れることなく普及啓発を行います。

これまでの経過

- 獣医師会と共催で実施する、「動物フェスティバル なごや」等のイベントで 普及啓発を行っています。
- 動物愛護推進員により、地域での普及啓発が行われています。
- 動物愛護法の改正により、愛護センターにおける動物取扱業に対する監視指導業務等が増大しています。
- 愛護センターで実施していた「ふれあい教室」と「いのちの教室」を、令和 2年6月から名古屋市人とペットの共生サポートセンター(以下「サポート センター」という。)が実施しています。

- 子どもから高齢者まで、幅広い世代に興味をもってもらえる効果的な啓発が 必要です。
- 動物アレルギー等、犬猫とふれあうことが出来ない子どもたちも参加できる 教室とその手法の検討が必要です。
- より身近で効果的な普及啓発ができるイベント等の検討が必要です。
- 動物愛護推進員の育成を引き続き進め、地域等での活動を推進するとともに、 定期的なフォローアップ等を図っていく必要があります。
- ペットを飼っている人と飼っていない人が、人とペットの共生に向けて、それでれの気持ちを理解するための取り組みが必要です。

項目	着手時期	実施内容
犬猫の気持ちを 考えたふれあい方の 啓発	実施中	愛護館で保護猫等により、衛生対策や犬 猫の気持ちを考えた適切なふれあい方 を啓発
	А	令和2年6月からは、サポートセンター が出張型の教室を実施
いのちの教室の実施	А	子どもたちが直接動物とふれあうことで、命の大切さを体験しながら動物愛護 や適正飼養について学ぶ「いのちの教 室」の実施回数を増加
	А	VR(仮想現実)技術、ぬいぐるみ等を 活用した動物アレルギーのある子ども にも対応可能な「いのちの教室」を開催
犬猫についての理解 を深める事業の実施	А	動物を飼っていない市民を含む多くの 方を対象とした、犬猫についての理解を 深めるための講演会を実施
	С	◎ 苦情等の内容に着目し、全ての市民の間にペットに対する多様な考え方や気持ちがあることへの理解を進める取り組みを推進
ボランティアと協力 した啓発	А	犬猫を同伴して教室実施に協力する「動 物ふれあいボランティア」の編成
	А	動物愛護推進員や動物ふれあいボラン ティアの育成
	А	ボランティアから、事業のアイデアを 募集し協働実施する仕組みを検討
名古屋市人とペット の共生サポートセン ターの設置	А	委託による動物愛護普及啓発事業を推 進するセンターを設置
多様な啓発媒体の 活用	А	子どもから高齢者まで、幅広い世代に 対応した動物愛護に対する関心・理解 を深めるための啓発資料、ウェブサイト、SNS の活用等を検討
動物愛護週間行事の 実施	А	動物愛護週間における動物愛護の普及 啓発を図るイベントのあり方を検討

2 飼主等への指導啓発

法令に基づき危害や迷惑防止について、適正な飼養頭数、飼猫の室内飼育等の 啓発指導、正しいしつけ方を普及させるためのしつけ方教室等を実施します。

また、名古屋市区政協力委員や保健環境委員をはじめとする地域住民、ペット 関係事業者、動物愛護推進員、譲渡ボランティアと連携して適正飼養や動物愛護 の普及啓発などを行います。さらに、望まない繁殖を防止するため犬猫への避妊 去勢手術の実施とマイクロチップ装着による所有明示を推進します。

これまでの経過

- 避妊去勢手術の補助対象に飼犬を追加し、獣医師会とともに、飼犬・飼猫へ の避妊去勢手術費用や、飼犬・飼猫への所有明示のためのマイクロチップの 装着に要する費用の一部補助を行っています。
- 愛護センターが、周囲に迷惑をかけないことや、飼犬と楽しく暮らすことを 目的とした、「犬のしつけ方教室」等を実施しています。
- 保健センターが、地域住民と協働で、適切に飼犬のフン を処理するよう「イエローチョーク作戦」や各種キャン ペーンを実施しています。
- 保健センターとサポートセンターが、大規模地震等の発生時のペットとの同行避難に備え、普段からペットに対して必要なしつけを行うことや、同行避難に必要な物品の備えなどについて啓発しています。
- 高齢者福祉施設等で終生飼養など適正飼養についての リーフレットを配布し、病気療養等でペットを飼えなく なった場合に備え、健康なうちから身近な方やサポート センターに相談するよう啓発しています。



イエローチョーク作戦 ポスター

- 動物愛護推進員が、地域で適正飼養への啓発を行うとともに、飼主からの各種相談に対応しています。
- 保健センターが、散歩前に飼犬を自宅や自宅敷地内で排せつさせることや、 こう傷事故の防止、飼猫の室内飼育などについて、冊子やリーフレットを活 用した啓発を行っています。
- サポートセンターでは、ペットの飼育に不安や悩みを抱えている飼主から相談を受け付け、終生飼養などの飼主責任が全うできるよう支援を行っています。
- 保健センターが、人への危害や迷惑防止等について飼主への個別指導を実施 しています。

- 動物愛護法の改正で、販売される犬猫へのマイクロチップ装着が義務化され た中で、すでに販売等がなされ飼育されている犬猫に対してもその装着を推 進していく必要があります。
- 令和 5 年度に実施した市民アンケートでは、31.8%の市民が「犬猫による 迷惑を感じている」と回答するなど、近年その割合が横ばいに推移している 中で、実効性のある新たな施策の実施が必要となっています。
- 多数の犬猫を飼育する飼主を、本市動物愛護条例に基づく届出により把握し、 相談支援や必要な指導を行うことが重要です。
- 大規模地震等の発生時にペットを同行した市民が円滑に避難し、避難所において周囲の理解を得て過ごすことができるよう、啓発を継続する必要があります。
- 犬猫の引取り依頼の中で、高齢の飼主の病気療養や施設入所等を理由とする 事例の割合が多くなっています。
- ウサギ、モルモットのほか、ヘビ、カメなどの爬虫類等、犬猫以外のペット の飼育への相談や対応も課題となっています。
- 動物愛護推進員が引き続き、地域で信頼され身近な相談先となるよう、育成 やスキルアップに向けて、より充実した仕組みが必要です。



犬のしつけ方教室

項目	着手時期	実施内容
所有明示の推進	実施中	大猫への確実な所有明示方法として有 効なマイクロチップ装着に要する費用 の助成制度を実施
適正飼養に関する ガイドラインの 作成	А	適正飼養に関するガイドラインの作成 と、それに基づいた適正飼養の効果的な 啓発方法を検討
法令等に基づいた 指導啓発の強化	Α	適切な飼養頭数、多頭飼育の届出制度の 内容、飼猫の室内飼育、飼犬への正しい しつけ等の指導啓発を強化推進
	В	○ 飼主に必要な情報を着実に届けること に重点をおいた新たな啓発方法を検討
しつけ方等の教室 の実施	А	犬のしつけ方等の教室を充実
適正飼養に向けた飼主支援	実施中	ペットの飼育に不安を抱える飼主から の相談と必要な支援を実施
	А	終生飼養が困難となった場合の新たな飼 主探しを支援する仕組みを検討
	В	◎ 複合的な課題を抱える飼主(※)を支援 するため、福祉関係者との連携強化に向 けて、情報共有のあり方を検討
避妊去勢手術の 推進	А	望まない繁殖の防止と問題行動による 迷惑防止のため、飼犬・飼猫への避妊去 勢手術費用の助成制度を推進
高齢者への啓発の推進	В	○ 高齢者向けセミナーやイベントで、終生 飼養や病気・入院等に備えた準備に関す る効果的な啓発や講習等を実施
地域住民と協力した啓発の実施	実施中	地域住民の協力のもと、飼主のマナーアップキャンペーンやイエローチョーク 作戦等の取り組みを実施
災害に備えた啓発 等の実施	実施中	リーフレット等を活用し、日頃の備えや 避難時の心構え等について広く市民(飼 主、避難所運営者等)への啓発を実施
	В	○ ペットと飼主が一緒に避難できる場所 や一時預け先の確保など、事業者等の協 力で推進

動物愛護推進員と	А	地域での相談等に的確に対応できるよ
協力した啓発の		う動物愛護推進員育成事業を充実
実施	С	△ 動物愛護推進員の増員を検討
犬猫以外のペット	С	〇 ウサギ、モルモット、爬虫類等、犬猫以
に関する相談対応		外のペットについて関係部局と連携し
の強化		た相談対応体制の構築を検討
	С	〇 愛護センター等職員の犬猫以外のペッ
		トに関する知識向上

※ 介護、障害、子ども、生活困窮といった分野別の支援だけでは対応しきれないような生活課題を抱えた飼主を指します。

3 ペット関係事業者との連携

ペット関係事業者が飼主への啓発や相談の窓口となるよう、本市の取り組みを共有する仕組みを充実するとともに、本市に協力する事業者を広く募集します。また、獣医師や動物取扱業者と連携した教室事業を実施し、飼主が抱える問題解決の支援を行います。

これまでの経過

- 行政、獣医師会、動物愛護団体、動物取扱業団体、地域団体等で構成される 「名古屋市人とペットの共生推進協議会」を開催し、意見の聴取を行ってい ます。
- 獣医師会と協働・共催により、狂犬病予防集合注射、避妊去勢手術等の補助 及び動物愛護週間行事など、動物愛護管理に関する様々な事業を行っていま す。
- 愛護センターがペットショップ等の第一種動物取扱業者(※1)に加え、第 二種動物取扱業者(※2)に対しても、動物の適正飼養、施設の適切な管理 等について指導を行っています。
- 動物販売業者が法令に基づき、動物の販売時に、適正飼養や関係法令の遵守 について飼主への啓発を図っています。
- 飼育に不安を抱える飼主へ適切なサービスを提供できる事業者を登録し、適切な相談先を飼主に紹介する「なごやペットパートナーシップ制度」を令和5年4月からサポートセンターが実施しています。
- ※1 動物の販売、保管等を業として行う者で、動物愛護法に基づき登録が必要です。また、事業所ごとに動物取扱責任者を選任する義務があります。
- ※2 飼養施設を設置し、営利を目的とせずに動物の譲渡等を行い、一定数以 上の動物の取り扱いを行う者は動物愛護法に基づく届出が必要です。

課題

〇 ペット関係事業者が、動物愛護や飼主のマナーについての普及啓発を行ったり、飼主の身近な相談の窓口となったりする等、引き続き行政と連携した取り組みを充実させる必要があります。

項目	着手時期	実施内容
ペット関係事業者	Α	ペット関係事業者と、本市の動物愛護管理に
との連携の推進		関する取り組みを共有する仕組みを充実
	С	◎ 市の事業に協力する事業者を増やすことに
		つながる取り組みを検討
	実施中	動物取扱業者への監視指導等を引き続き
		行い法令遵守の徹底を図るとともに、必要
		な情報を提供
	А	動物取扱業等登録管理システムを導入し、
		愛護センターが動物取扱業の監視指導等
		を強化できる体制を整備
	А	より効果的な動物取扱業者に対する研修
		のあり方と内容について検討
	А	本市の取り組みに賛同し、店舗や動物病院
		で啓発や相談等を行うペット関係事業者
		の募集制度を検討
	А	問題行動等で困っている飼主へのアプ
		ローチとして動物行動学を専門とする獣
		医師や訓練業者と連携し、解決に取り組む
		ための教室等を実施





動物愛護週間行事「動物フェスティバル」

4 殺処分ゼロに向けた取り組み

愛護センターには、やむをえずペットを飼うことができなくなった飼主からの引取り、迷子犬、自活不能猫及び路上で負傷した犬猫など、様々な理由により犬猫が収容されます。これらの収容された犬猫に対しては、動物愛護法等に基づき譲渡、返還、殺処分のいずれかを行うことになりますが、殺処分を減少するためには、収容頭数の削減とともに、譲渡・返還頭数を増加させる取り組みの強化と継続が不可欠です。

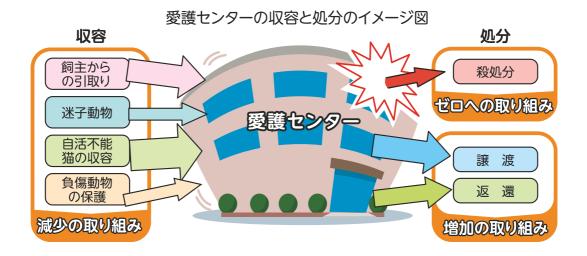
平成 30 年度の猫の収容頭数 1,299 頭のうち、飼主からの引取りは 434 頭(約 33.4%)で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 207 頭(約 15.9%)でした。令和 5 年度の猫の収容頭数は 836 頭と減少傾向にありますが、飼主からの引取りは 242 頭(約 28.9%)で、そのうち多頭飼育崩壊を原因とする引取りは 56 頭(約 6.7%)と依然多い状況にあります。

また、他自治体が行った調査等を参考に推計すると、プラン策定時、市内には 少なくとも 1 万 7,000 頭ののら猫が生息すると見込まれ、これらの猫が産ん だ自活不能猫の平成 30 年度の収容頭数は 700 頭で収容頭数全体の約 53.9% を占めていました。令和 5 年度の収容頭数は 493 頭と平成 30 年度から減少 しましたが、収容頭数全体の約 59%を占めています。さらに、猫の繁殖力は大 変強く、健康なメス猫からは年間平均 10 頭前後の子猫が生まれます。

このような状況から、猫の収容頭数を削減させるためには、引き続き多頭飼育崩壊の防止と、のら猫の減少に向けた取り組みを重点的に行う必要があります。

収容されたすべての犬は、新たな飼主がみつかるまで粘り強く治療や訓練を行いながら飼育するという方針のもと、平成 28 年度には犬の殺処分ゼロを達成し継続しています。一方、収容頭数の多い猫については、令和元年度に猫の譲渡適性評価基準に従い、まずは愛護センターの獣医師が評価し、さらに外部の複数の獣医師の評価を得る制度を導入し、譲渡適性の評価を行っています。令和元年度には「理由なき殺処分ゼロ」を達成することができましたが、今後は、愛護センターに収容されるすべての犬猫の殺処分を行わないことを目指しています。

これらの犬猫の中には、譲渡までに治療や訓練のための長期収容が必要となる個体もいます。また、動物福祉に配慮した管理を行うためには十分な飼育環境の整備が必要です。そのため、収容スペースの拡充を含む愛護センターの機能強化をしてきましたが、できるだけ早期に譲渡ができるよう譲渡事業の充実を行う必要があります。



(1) 収容頭数削減に向けた取り組み

ア のら猫問題への対応

のら猫による迷惑防止と収容頭数の削減を目指し、地域住民とボランティアの協力のもと地域猫活動を推進するとともに、のら猫のこれ以上の繁殖を防止するため、「TNR活動(※)」を推進します。また、のら猫への給餌による生活環境の悪化に対しては規制を強化しつつ、のら猫を一定のルールのもと適切に管理する地域猫活動へ促します。加えて、遺棄を防止するための対策も行います。

※ のら猫を捕獲(Trap)し、避妊去勢手術を実施(Neuter)した後に元の場所に戻す(Return)活動です。猫の殺処分を減らすために、のら猫の頭数を抑制する人道的な方法として国内で広く行われており、アメリカやドイツ等でも動物保護団体の活動として定着しています。猫の管理を行う方がいない地域等の地域猫活動が困難な場所において、のら猫を減らす効果が期待されます。

これまでの経過

- のら猫の増加による地域の環境問題を解決するため、自らの居住する地域で のら猫に避妊去勢手術を行った上で、フン・尿やエサの管理を行う、いわゆ る「地域猫活動」を推進し、その避妊去勢手術費用を補助しています。
- 地域猫活動の実施にあたっては、エサの残さやフンの処理等を、周囲の生活 環境に配慮して適切に管理するよう助言しています。
- 〇 より多くの猫に避妊去勢手術を実施するため、「TNR活動」を推進し、その 避妊去勢手術費用の一部を補助しています。
- 飼主に遺棄された疑いのある猫が、愛護センターに収容されています。

- 猫の収容頭数をさらに減少させるためには、避妊去勢手術を継続して実施する必要があります。
- 地域猫活動において、住民だけでは技術的に実施が困難な地域や、猫の管理 の負担が重いことを理由に活動する住民がいない地域があり、そのような地 域への支援が必要です。
- 地域猫活動において、活動を希望しても合意形成が困難な地域への支援が必要です。
- 現在実施している地域猫活動において、継続して活動ができるよう、負担を 軽減する支援を検討する必要があります。
- 遺棄された猫の屋外での繁殖を防ぐため、遺棄防止対策の強化を図る必要があります。
- のら猫への給餌が住民間のトラブルや、生活環境の悪化の原因となる事例が あります。

項目	着手時期	実施内容
地域猫対策の	Α	地域の環境問題を解決するため、地域猫活
推進		動の支援を充実
	А	課題が多い地域に動物愛護推進員等を派
		遣し、地域のコーディネーターとして、地
		域猫の個体把握や地域住民活動を支援
	А	地域でのコーディネートを行う、動物愛護
		推進員等を育成
	В	○ 地域猫活動を継続するために必要な支援
		を検討
	А	AI(人工知能)やスマートフォンを活用し
		た、のら猫の頭数把握等の支援ツールの導
		入を研究検討
TNR(のら猫へ	Α	地域猫活動の推進に加え、のら猫の繁殖防
の避妊去勢手術)		止に着目した新たな事業を実施
の推進		
のら猫への給餌	А	のら猫の適切な取り扱いに関する本市の
による迷惑の		ガイドラインを策定し、地域の生活環境の
防止		悪化につながる給餌への指導を強化する
		一方で、ガイドラインに沿った活動を支援
遺棄への対応	実施中	動物の遺棄が疑われる場合、警察に通報し
		捜査に協力
	А	警察やペット関係事業者、住宅管理事業
		者、地域団体等と連携したキャンペーンの
		実施を検討



愛護センターに収容された自活不能猫

イ 多頭飼養問題への対応

令和 2 年 10 月から犬猫の多頭飼養届出制度を開始し、必要に応じ相談や早期の対応を行うほか、終生飼養が困難となった場合の譲渡の支援等を行います。 また、関係部局と連携して多頭飼育崩壊の防止と早期解決を図ります。

これまでの経過

- 猫の多頭飼育崩壊は、依然として毎年発生しています。
- 愛護センターには多数の犬猫を飼育する飼主等からの相談が多く寄せられており、今後も引取り頭数が増加する恐れがあります。

課題

- 多頭飼育事例の多くは、悪臭や鳴き声など周辺の生活環境の悪化に伴う近隣 住民からの苦情によってはじめて探知されることが多く、事態が深刻化する 前に把握し、相談支援や適切な指導が必要です。
- 病気療養、生活困窮状態など飼主自身で現状の改善が困難な事例では、問題 が長期化する間に飼育頭数が増えてしまう傾向があります。
- 多頭飼育崩壊事例の多くで、ペットに必要な繁殖防止措置が実施されていませんでした。

項目	着手時期	実施内容
多頭飼養届出	Α	一定数以上の犬猫を飼育する飼主に届出義
制度の新設		務を課し早期に把握することで相談支援や
		必要な指導を実施
避妊去勢手術	Α	ペットの繁殖防止措置について法令に基づ
の指導強化		いた指導を実施
	В	◎ 多頭飼育崩壊になる前に、飼主が確実に避妊
		去勢手術を実施できるよう、必要な支援につ
		いて検討
関係部局の連	А	関係部局が連携を密にし、情報共有及び必要
携強化		な支援を行う体制を整備
	С	△ 動物の生態に関する職員研修の実施を検討
多頭飼育崩壊	Α	飼主からの依頼により多頭飼育に関する相
の防止や早期		談や専門職員の派遣を行うとともに、新たな
解決に向けた		飼主探しなどの支援を実施
対応		

(2) 譲渡頭数増加に向けた取り組み

ア譲渡事業の推進

収容した犬猫の譲渡適性を高めることに努め、譲渡ボランティアと協力し譲渡を推進します。収容頭数の多い猫については、譲渡適性の評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行います。また、獣医師会の協力のもと避妊去勢手術等については、犬猫の譲受人と譲渡ボランティアへの支援を行うことで、適正飼養と譲渡の推進を図ります。

これまでの経過

- 愛護センターには、令和 2 年度までは年間 1,000 頭を超える猫の収容がありましたが、令和 3 年度以降は 800~900 頭と減少傾向にあります。
- 収容した猫は、譲渡適性の評価基準に基づいて獣医師による評価を行い、譲渡により適した猫から譲渡を行っており、犬は原則としてすべて新たな飼主が見つかるまで飼育しています。
- 犬猫ともに譲渡ボランティアを介した譲渡の割合が増加しています。
- ふるさと納税制度による「目指せ殺処分ゼロ!犬猫サポート寄附金」を募集 し、愛護センターで治療や訓練を必要とする犬猫を長期飼養するほか、犬猫 の譲渡ボランティアへ物資等の支援を行っています。
- 愛護センターでの犬猫の譲渡に加え、譲渡ボランティアへの支援として、ネコのバスやトレーラーハウスを活用し、区役所や商業施設等の身近な場所で譲渡会を開催し、多くの方に参加していただいています。
- 愛護センターでは、Facebook や Instagram などの SNS を活用した保護 大猫に関する情報発信を行っています。

- 猫の収容頭数が多い中、動物福祉に配慮した飼養管理を行うためには、病気 や人に馴れていないなどの理由で、譲渡までに長期間を要すると判断される 猫についての取り扱いを検討する必要があります。
- 愛護センターに収容した犬猫の譲渡適性を高める取り組みを行う必要があ ります。
- 譲渡ボランティアとの協働を推進する一方で、過度な負担とならないよう支援が必要です。
- 譲受人が安心して飼育できるよう、健康管理等について身近な獣医師に相談 できる仕組み(かかりつけ動物病院)が必要です。

- 寄附金を活用した取り組みを継続実施していくためには、毎年度一定額以 上の寄附金を募る必要があります。
- 猫の収容頭数のうち成猫が占める割合が大きく、譲渡までにかかる日数が 長くなっています。

項目	着手時期	実施内容
猫の譲渡適性	実施中	猫について当面の目標である「理由なき殺処
の評価		分ゼロ」達成を目指し、外部の獣医師による
		譲渡適性の評価を実施
譲渡適性の	Α	収容した犬猫に治療や訓練(馴化)等を行う
向上		ためのマニュアルを作成
	А	獣医師会の協力のもと、収容した犬猫の避妊
		去勢手術や愛護センターでは治療困難な負傷
		犬猫の治療を実施
	В	◎ ボランティアの協力のもと馴化を実施
譲渡ボラン	А	必要な物資の提供や保護犬猫の適正管理等
ティアへの		に関する講習会開催等による支援を実施
支援の強化	А	ボランティア間の交流会等の実施
	А	動物愛護法の改正を踏まえ譲渡ボランティ
		アに譲渡する動物にマイクロチップを装着
	А	譲渡会により多くの譲渡希望者が来所する
		ためのノウハウ等の調査検討
犬猫の譲受人	Α	身近な獣医師に相談できる仕組み(かかりつ
への支援		け獣医師)づくりに向けた検討
寄附金の継続	А	SNS の活用など寄附金のより効果的な募集
した募集		方法等を外部の専門家に委託し検討
	А	寄附者への寄附金の活用先と目標の達成状
		況等のフィードバックの充実
	実施中	地下鉄広告などを活用した広報を実施
	А	協賛企業の募集

項目	着手時期	実施内容
譲渡事業の	実施中	SNS を活用した保護犬猫に関するタイム
広報		リーな情報発信
	А	より効果的な広報手法等を外部の専門家のア
		ドバイスを受けながら検討
	А	犬猫の譲渡を受けた飼主と譲受けを検討中の
		方とが交流することで、保護犬猫についての
		理解を深めるための里親会を開催
譲渡会の実施	実施中	愛護センターが猫の譲渡会を毎日開催
	А	サポートセンターが身近な場所での譲渡会を
		定期的に開催
	В	◎ 成猫の譲渡を進めるため、新たな形での譲渡
		会を検討

イ 動物愛護センターの機能強化

大猫の殺処分ゼロの目標達成に向けて、長期的又は一時的な収容頭数の増加にも対応できるよう、愛護センターの収容能力を確保し、動物の福祉にも配慮した大猫の飼養管理を行います。また、譲渡や飼育に不安を抱える飼主の相談先としての役割等のさらなる周知を図ることで、保護犬猫についての理解を広げ、譲渡を推進するとともに適正飼養を推進します。

これまでの経過

- 令和5年度に実施した市民アンケートでは、約45%が愛護センターを知っており、事業別では譲渡会の認知率は高く約90%でした。しつけなど犬猫の飼育や、いなくなった時の相談先としての認知率はそれぞれ約16%と約24%にとどまっています。
- 犬については、子犬の収容はほとんどなく、高齢、持病、咬み癖など、飼育にあたって注意が必要など、治療や訓練に時間をかける必要のある成犬の収容が多くなっています。
- 猫については、多頭飼育崩壊の増加に伴い、人馴れしていない猫や治療が必要な猫など、譲渡までに時間を要する、成猫の収容が特に多くなっています。
- 多頭飼育崩壊により数十頭にも及ぶ多数の犬猫が一度に収容されるほか、春から夏にかけては、新たに産まれた多くの自活不能猫が収容されています。
- 猫の多頭飼育崩壊による一時的な引取り頭数の増加や、人への馴化、治療などによる長期間の飼育に対応するため、令和 4 年 6 月に新たな猫の飼育施設「にゃごラーレ」を設置しました。
- 愛護センターを飼主がいない犬猫を殺処分する施設から、新たな飼主へと命をつなぐ施設へと転換するにあたり、従来の引取り手数料の考え方をこれに合うように見直しました。

- ⑦ 愛護センター事業についてより多くの市民に周知する必要があります。
- 以容された多数の犬猫の飼養管理にあたっては、動物福祉に配慮することが 求められています。
- 多くの市民が訪れやすい動物愛護管理の拠点として、殺処分ゼロの達成後 を見据えた今後の施設や事業について検討する必要があります。





愛護センター外観





にゃごラーレ

項目	着手時期	実施内容
愛護センターの犬	実施済	愛護センター管理棟の殺処分機を撤去
猫の収容スペース		したスペースに新たな収容場所を整備
の拡充	А	多頭飼育崩壊などによる犬猫の収容頭
		数の急増に対応するため、一時収容施設
		を設置
愛護センターの事	А	「サテライト動物愛護センター事業」の
業の周知		実施による保護犬猫に関する情報発信
		と、犬猫のしつけなど飼育に関する相談
		受付
	А	犬猫の譲渡を受けた飼主が情報発信や
		交流を深めるウェブサイトの開設等を
		検討
犬猫の引取り	А	犬猫を新しい飼主へ譲渡・飼養すること
手数料の改定		を前提とした手数料に改定

項目	着手時期	実施内容
職員の知識・技術の	С	△ 動物福祉(※)に関する職員研修の実施
向上		を検討
	実施中	職員がマニュアルに沿って一貫した収
		容動物の飼養管理が行えるよう研修を
		実施
今後の愛護センタ	С	◎ 殺処分ゼロの達成後を見据えた、今後の
一の役割		愛護センターに求められる役割につい
		て検討

- ※ 動物福祉は、動物の立場に立ってその生活の質を高める行為、動物に強いる 犠牲を少しでも軽減するための待遇改善を中核とする行為であるなどと言 われているもので、「5 つの自由」を基本とする考え方
 - 05つの自由
 - ① 飢え・渇きからの自由
 - ② 不快からの自由
 - ③ 痛み・負傷・病気からの自由
 - ④ 恐怖・抑圧からの自由
 - ⑤ 本来の行動がとれる自由